

2020年6月17日

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）

会長 園山満也

学校の一斉臨時休業に関する緊急要望書（第4次要望）

（学校再開後の対応について）

新型コロナウイルス感染症防止対策等において、障害児通所支援事業へご尽力いただき御礼申し上げます。

私どもは、2月29日、3月9日および5月11日に「学校の一斉臨時休業に関する緊急要望書」を提出いたしました。その後、私どもの要望も含めて対応策を講じていただきましたが、緊急事態宣言が解除され、各地で学校が再開されるに至っている現在においても、事業所はまだ困難な状況に置かれています。

そこで、私どもに寄せられた現場の声の中から、第4次緊急要望として、以下のことを要望いたします。

1、事務処理多忙化に対する支援策を講じてください

地域によって分散登校が実施されていますが、午前中から子どもを受け入れる場合があります。その場合には、いつもなら午前中にできていた事務作業ができなくなってしまうため、事務作業は活動が終了した後に行うことになり、職員に負担がかかっています。その負担増分について報酬上評価する仕組みをつくってください。

また、今後、厚労省から事業所の事務手続に関する書類を出す際には、簡素化された書式にしてください。

2、分散登校時の送迎にかかる費用を補助してください

分散登校が開始され、学校によって下校時間が異なったり、午前と午後という下校形態になったりする状況が生じています。これまでの送迎よりもより多くの時間と人員が必要となっています。送迎について増加した費用（ガソリン代、人件費）についての補助制度をつくってください。

また、文部科学省の「令和2年度第2次補正予算案」において、スクールバスでの感染防止策として「ジャンボタクシーの借り上げ費用」や「医療的ケア児等の罹患を防ぐための福祉タクシー等の借り上げ費用」について補助政策が盛り込まれています。分散登校への対応では、事業所によっては車の台数が足りない状況にあります。事業所が送迎のため、あるいは、感染防止のために福祉タクシー等を利用

した場合に補助がされる仕組みをつくってください。

3、「事業所の基礎的な運営費」を補助する仕組みを作ってください。

事業所の運営を維持するに当たって、家賃、人件費は必ず支出しなければならないものです。この事業所運営についての基礎的な部分を補償する仕組みがあれば、事業所の運営は安定し、従業員の雇用の安定を図ることができます。それは「支援・活動の質の向上」にも資するものです。特に、今回のような感染症や自然災害が発生したときには、「基礎的な運営費の補償」は事業所の運営維持にとって重要です。

例えば、現時点で学校が再開されてきていますが、放課後等デイ事業所は、学校よりも活動できる面積が狭く、他の学校の子どもの接触もあるため、保護者が通所を避ける可能性があります。その場合、利用減となり、事業所の収入は減ってしまい運営を維持することが難しくなります。また、重心児については、体調面での不安が大きく、感染リスクも高いため、保護者が通所を自粛する可能性が高いことから、重心指定事業所ではさらに運営維持が困難となる可能性があります。特に、重心児の少ない地域の事業所（契約者がそもそも少ない）では死活問題となります。

今後予想される減収への対策として、「事業所の基礎的な運営費」が補償される仕組みを作ってください。

4、所得税の課税限度について、厚労省から財務省、国税庁へ要請してください

扶養控除のいわゆる「130万円の壁」（社会保険上の壁）については、厚労省において対応されましたが、所得税のいわゆる「103万円の壁」（税法上の壁）についても現場では大きな問題となり得ます。

一斉休校により午前中からの開所を求められた事業所では、パート、アルバイトの方々に出勤を増やしてもらい対応しました。それが現在も続いています。そのため、例年ならば、超えることがない103万円を超えるスタッフが多数生じる可能性があります。そうすると、そのスタッフは年末に近づくとつれて出勤を抑制し、人員が足りなくなる事態が生じるのではないかと危惧されます。

こういった事態を避けるために、厚労省から財務省・国税庁に対して、臨時的に103万円の引き上げや撤廃を求めてください。

以上